

放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書

高知市長 様

下記のとおり、放課後児童クラブ保護者負担金の減免申請をいたします。

なお、減免決定に当たって、必要に応じ、子ども育成課長が次のことについて担当課で確認することに世帯全員が同意します。

- 同居世帯の確認（中央窓口センター）
- 生活保護受給の有無（第一福祉課、第二福祉課）
- 世帯全員の市町村民税課税の有無（市民税課）
- 就学援助受給の有無（教育委員会青少年・事務管理課）

令和__年__月__日

住所 _____

保護者氏名 _____

連絡先 TEL _____

対象児童	放課後児童クラブの 通知書番号						放課後児童 クラブ名	小学校（第 ）放課後児童クラブ	
	フリガナ							学年	年
	氏名								

減免申請の理由 (✓を入れてください)	減免 割合	申請受付 期 間	要 件	必要な書類
<input type="checkbox"/> 生活保護	全額 免除	4月1日～ 8月30日	生活保護受給世帯	「生活保護受給証明書」 (発行日が令和6年4月1日以降のもの)
<input type="checkbox"/> 市町村民税 非課税	全額 免除	6月3日～ 8月30日	世帯全員（同一世帯の祖父母等 を含む）が非課税の場合	証明書は不要です。 (ただし、令和6年1月1日現在の住所が市 外の場合は、当該市町村での所得証明書が 必要です。)
<input type="checkbox"/> 就学援助	半額 減額		対象児童が就学援助を受給し ている場合	「就学援助決定通知書」の写し
<input type="checkbox"/> その他	免除 又は 減額	ご相談 ください	その他の理由（災害等で特に必要と認める場合） ※ 減免申請の理由を特記事項（裏面）に詳しくお書きください。 理由によりその内容を証明する書類が必要となります。	

【ご注意】 減免申請の理由により申請受付期間が異なります。

上記の受付期間後についても随時受付していますが、その場合受付した月からの減免となります。

裏面もお読みください。

〔以下記入不要〕

受付年月日	令和 年 月 日	確認欄				
減 免 決 定						
減免 区分	<input type="checkbox"/> 50%減免 <input type="checkbox"/> 全額減免 (非課税・生活保護)	減免 期間	__月～__月 (__ヶ月)	納付方法 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 納付書	納付状況 <input type="checkbox"/> 未納 月～月 (__ヶ月分)	処理後 <input type="checkbox"/> 決定通知 <input type="checkbox"/> 充当 <input type="checkbox"/> 納付書送付(__月～__月) <input type="checkbox"/> 還付(__月～__月)
	<input type="checkbox"/> 却下		決定日(__月 __日)	備考		処理確認欄

【令和6年度 放課後児童クラブ保護者負担金の減免について】

1 申請方法

「令和6年度放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書」(表面)に必要な事項を記載し、下記のとおり必要書類を添付して、各放課後児童クラブ又は高知市こども未来部子ども育成課までご提出ください。

なお、郵送での受付はしておりませんのでご注意ください。

また、令和5年度に減免決定を受けていた方も改めて申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】

- (1) 生活保護受給世帯の場合 …… 「生活保護受給証明書」
※高知市役所本庁舎2階第一福祉課、第二福祉課で発行。
令和6年4月1日以降に発行されたもの。
- (2) 市町村民税非課税世帯 …… 証明書は不要です。
(同一世帯の祖父母等を含む)の場合 ※ただし、令和6年1月1日現在の住所が市外の場合は、当該市町村での所得証明書が必要です。
- (3) 該当児童が就学援助受給中の場合 … 「令和6年度 就学援助決定通知書」の写し
※就学援助が認定となると、学校から送付されます。
(就学援助の担当課：青少年・事務管理課 TEL:823-9468)
新1年生等、新規申請分については、7月上旬決定予定。
※「令和6年度 就学援助決定通知書」を紛失された場合は、子ども育成課 (TEL823-9482) にご相談ください。
- (4) その他の理由により必要と認める場合 … 子ども育成課 (TEL823-9482) までご相談ください。
(災害等で特に必要と認める場合)

2 申請時期について

減免申請の理由により、申請受付開始日が異なりますのでご注意ください。

- (1) 生活保護受給世帯の場合 …… 令和6年4月1日(月)から
- (2) 市町村民税非課税世帯の場合 …… 令和6年6月3日(月)から
- (3) 該当児童が就学援助受給中の場合 …… 令和6年6月3日(月)から
- (4) その他の理由により必要と認める場合 …… ご相談ください。

また、申請が遅れますと、減免期間が短くなる場合がありますのでご注意ください。

【減免期間】①8月31日までに減免申請書を提出した場合

減免事由に該当する月から、同年度3月までの事由発生期間について適用します。

②9月1日以降に減免申請書を提出した場合

減免申請書を提出した月から、同年度3月までの事由発生期間について適用します。

※ 減免決定以前に納付された保護者負担金の過納分については、還付又は充当させていただきます。

※ 減免の事由に該当しなくなった場合は、速やかに子ども育成課へご連絡ください。

特記事項